

平成２６年度 足立区公契約等審議会 第３回定例審議 概要

開催日時 及び 場所	平成２７年１月９日（金） ９時３０分 ～ １０時３０分 足立区役所１１階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 大橋 恵 委員	
審議対象年度	平成２５年度	
抽出案件数	４件	
審議案件	１ 定例審議案件 第１号議案 工事契約 本庁舎機械室ほか鍵改修工事 第２号議案 工事契約 本庁舎南館個別空調設備その他改修工事設計委託 第３号議案 物品契約 設備環境管理業務委託 第４号議案 物品契約 学力向上講座事業運営委託 ※ 審議案件の抽出は委員による。 ２ 報告事項 （１）平成２７年度労働報酬下限額について （２）自家用電気工作物保安管理業務委託における対応について （３）平成２６年度の不調・不落について（１０月～１２月） （４）平成２６年度の低入札価格調査案件について（１０月～１２月） （５）地方自治法施行令改正に伴う足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱の見直しについて （６）戸籍事務外部化に伴う、東京労働局の是正指導の対応及び業務委託契約の自主点検結果について	
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
審議会による報告 又は意見の具申	定例審議案件４件については、適正な契約手続きが行われたことを確認し、了承した。 なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。	

	意見及び質問	回答
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	工事契約案件２件 第１号議案 本庁舎機械室ほか鍵改修工事 ① 本庁舎設備工事の受注者によるマスターキーの不正複製事件が起こらなければ、鍵の改修は必要なかったのか。 ② マスターキーの不正複製を行った事業者に、改修費の全額を請求することはできなかったのか。 ③ マスターキーの不正複製事件は公表しているのか。 ④ 事業者はなぜ、マスターキーの不正複製をしたのか。 ⑤ 受注者と随意契約した理由は何か。 【第１号議案了承】	○ そのとおりである。 ○ 今回の改修工事では、本庁舎のセキュリティ向上のため、これまでよりも性能の高い鍵に交換した。当初の鍵を改修した場合の工事費と今回の工事費の差額の算定が困難であるため、改修費の請求はしていない。なお、不正複製事件に起因する本庁舎設備工事の契約解除については、違約金を別途徴収している。 ○ 不正複製をした事業者は指名停止とした。指名停止の理由は「その他不正な行為」としたが、詳細までは公表していない。 ○ 事業者には業務開始時に鍵を貸し出し、終了後返却を求めるとともに、鍵の庁舎外持ち出しは禁止していた。区職員からマスターキーも借りていたが、事業者がその手間を面倒と感じたようだ。 ○ 本工事は緊急を要するため、工事主管課が、本庁舎の改修工事を受注した実績を多数有する当該受注者に打診したところ、受注可能との回答を得ため、随意契約した。

委員からの 意見及び質問 それに対する回答	第２号議案 本庁舎南館個別空調設備その他 改修工事設計委託 ① 本庁舎はいつ建てられたのか。 これまで、本庁舎に関連する工 事の設計はずっと随意契約なの か。 ② 当初設計した図面があるので、 競争入札とすることも可能では ないのか。 ③ 契約金額は、事業者の言い値で はないのか。 【第２号議案了承】 物品契約案件２件 第３号議案 設備環境管理業務委託 ① ２回目の入札で、入札金額を入 力していない事業者がいるが、 その理由は。 ② 予定価格が安すぎたのではない か。	○ 本庁舎の南館は平成８年に竣工し た。これまで、本庁舎の関連工事 の設計は、建設当初に設計した事 業者に随意契約している。 ○ 本庁舎の規模や用途等の特殊性を 鑑み、当初設計した事業者が関連 工事の設計をするのが費用も安 く、工期も短縮できるなど、最も 効率的であるため、随意契約して いる。 ○ 工事主管課の担当者が積算した金 額を基に予定価格を設定し、その 範囲内で契約しているので、適正 な金額であり、言い値ではない。 ○ 本件は、１回目の入札で全社が予 定価格を上回り、再度入札を行っ た案件である。１回目の入札金額 から下げることが困難な事業者 は、２回目の入札を辞退してい る。 ○ 予定価格は、主管課で下見積りを とり適正に定めているが、人件費 の高騰などを背景に事業者の積算 額も上がっており、１回目の入札 で決まらなかったものと思われ る。
---	---	---

委員からの 意見及び質問 それに対する回答	③ 入札参加者は全て区内支店であるが区内本店は指名しないのか。 ④ 仕様書をみると特殊な業務のようだが、契約期間は1年間なのか。 ⑤ 前年度も同じ事業者だったのか。 【第3号議案了承】 第4号議案 学力向上講座事業運営委託 ① 講座を担当する講師は資格が必要なのか。 ② 契約期間は1年間なのか。 ③ 効果測定はどのようにしているのか。 【第4号議案了承】	○ 区内本店の登録事業者もいるが、今回発注した設備環境管理業務と同等な大規模な委託契約の実績がないため、指名していない。 ○ 庁舎管理課が内規で本件の評価について定めており、履行内容が良好であれば、入札の翌年度及び翌々年度の2回を限度として契約課に随意契約依頼をしている。 ○ 前年度も同じ事業者である。 ○ 資格は必要としていないが、指導実績のある優秀な講師が担当している。 ○ 契約期間は1年間である。本件は、平成24年度にプロポーザル方式により事業者を決定し、平成25年度は「平成24年度の業務内容良好」の評価であったため、プロポーザル募集の条件により、随意契約している。 ○ 受講生にテストを実施したところ、各クラスとも参考偏差値が上昇している。
---	---	---

平成２６年度 足立区公契約等審議会 第３回公契約制度検討審議 概要

開催日時 及び 場所	平成２７年１月９日（金） １０時３０分 ～ １１時１５分 足立区役所１１階 入札室	
出席委員	萩原健二 会長 寺倉克佑 委員 大橋 恵 委員	
審議案件	１ 公契約制度検討審議案件 第５号議案 業務委託契約（物品）における入札・契約制度の変更について 第６号議案 労働報酬審議会答申書の付帯意見について	
審議会による報告 又は意見の具申	公契約制度検討審議案件２件について内容を確認し、妥当であることを了承した。	
質疑・意見等 （要 旨）※	議案第５号 業務委託契約（物品）における入札・契約制度の変更について	・業務委託契約（物品）における入札・契約制度の変更について、契約課長から説明 ○ 年度契約における入札参加者指名業者数について、これまでは予定価格３０００万円以上は一律８者としていたが、平成２７年度契約から予定価格３０００万円以上を細分化し、３０００万円以上５０００万円未満を８者、５０００万円以上１億円未満を１０者、１億円以上１億８０００万円未満を１１者、１億８０００万円以上を１２者とする。また、予定価格１億円以上の契約は、受注件数を制限する。さらに、「設備環境管理業務」の品質確保対策として、落札した事業者から積算内訳書を求めるとともに、履行内容の評価制度を設ける。

質疑・意見等 (要 旨) ※	議案第６号 労働報酬審議会の 答申書の付帯意見 について	・質疑、意見等 ○ 入札参加者指名業者数を変更する理由は何か。 →競争性を確保するためである。将来的には、高額の業務委託契約は、公募型指名競争入札にすることが望ましいと考えている。 ⇒業務委託契約（物品）における入札・契約制度の変更について、事務局案のとおり了承する。 ・労働報酬審議会の答申書の付帯意見について、契約課長から説明 ⇒労働報酬審議会答申書の付帯意見のうち、要望事項について実現可能なものから、来年度以降改善するよう求める。また、各課題についても、引き続き検討するよう求める。
---------------------------	---	---

※ 質疑・意見（要旨）は議題の項目別にまとめたため、発言の順序と異なる場合があります。